

奥のと里海 日置

珠洲市 SUZU CITY

石川県

# 奥のと里海 日置

景観形成重点地区

世界農業遺産に認定された  
能登地域を代表する美しい海岸線と  
伝統的な建築物が織りなす  
里海景観の保全・再生

能登地域の里海の代表的な景観を有する珠洲市日置地区を「奥のと里海 日置」として「景観形成重点地区」に指定しました。

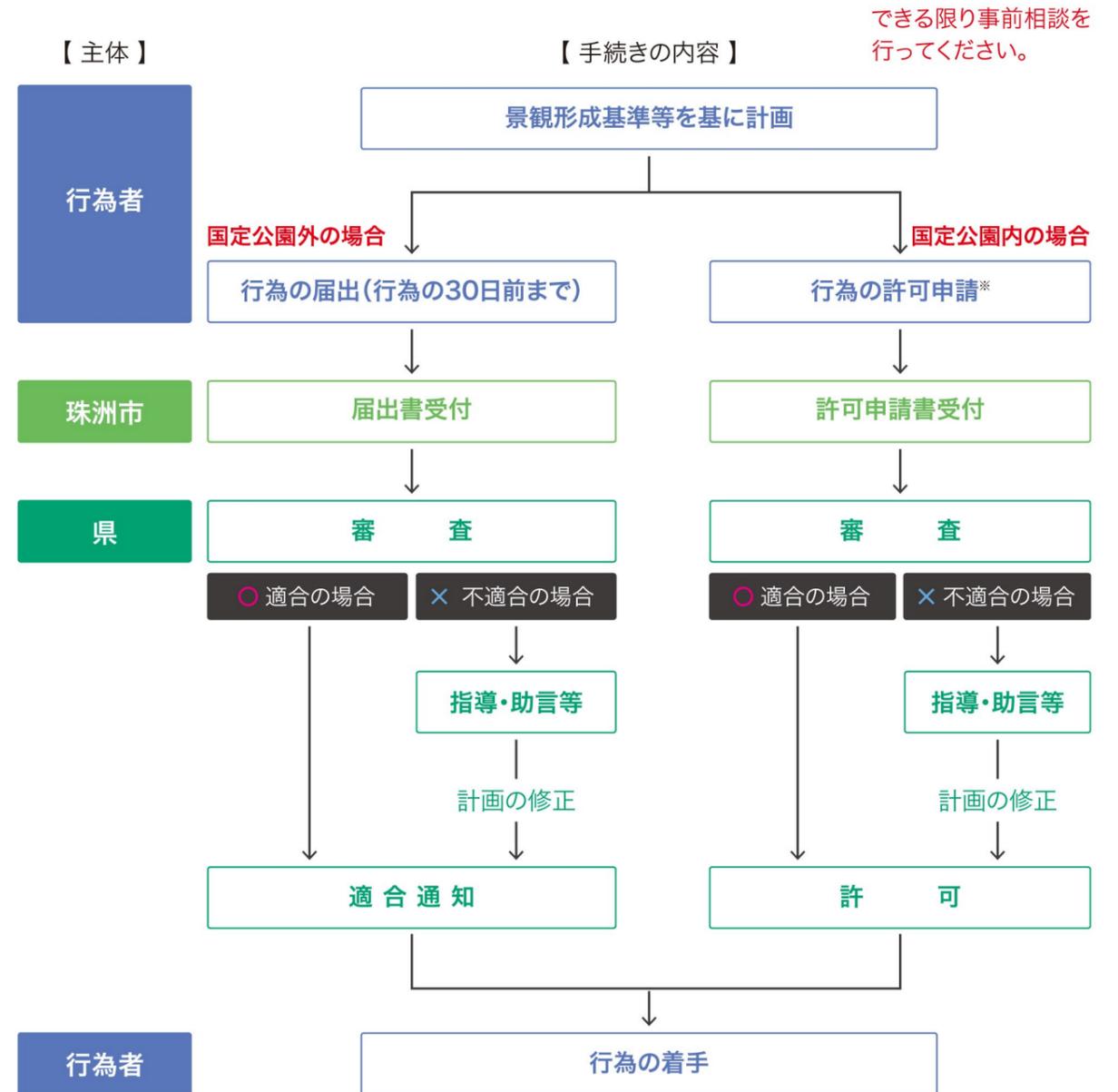


## 景観形成重点地区とは？

石川県では、特に良好な景観を有し、積極的に保全を図る必要がある地区を「景観形成重点地区」に指定し、建築物や屋外広告物等のきめ細やかな規制・誘導を行っています。これまでに能登地域の代表的な里山の景観を有する能登町「春蘭の里」が指定済で、今回の「奥のと里海 日置」が第2号となります。

平成26年4月1日より、一定の行為を行う際に手続きが必要となりました。詳細は、中面の「美しい里海景観を守る取組み」をご覧ください。

## 「奥のと里海 日置」での行為の手続きの流れ



※国定公園内における景観の基準に関する問い合わせは、下記の県又は(市景観関係)の窓口まで

### 事前相談及びお問い合わせ先

#### 珠洲市役所

〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方1の6の2

【景観関係】建設課 TEL:(0768)82-7756 【自然公園関係】観光交流課 TEL:(0768)82-7776

#### 石川県土木部景観形成推進室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL:(076)225-1759

#### 奥能登土木総合事務所(分室)

〒929-2372 石川県輪島市三井町洲衛10部11番1  
TEL:(0768)26-2353

# 美しい里海景観

能登半島の先端に位置する日置地区は、「1.様々な表情を見せる美しい海岸線」、「2.黒瓦と下見板張りの伝統的な建築様式の家並み」、「3.まとまりのある集落群」、更には「4.のどかな田園」といった能登半島沿岸部の特徴的な景観を数多く有しています。

この美しい里海の景観を永く保全し、地域の活性化につなげていくための取り組みを開始しました。

## 1 美しい海岸線

朝日や夕日の眺望、荒々しい断崖や砂浜など様々な表情を見せる美しい海岸線



## 2 伝統的な建築様式の家並み

伝統的な建築様式（黒瓦と下見板張り）の建物が数多く残る集落



下見板張りは、木製横板の上下がお互い少しずつ重なり合うように取り付けられた外壁仕上げの総称です。雨風の吹き込みを防ぐことに優れており、日本海の強風から家屋を守るために能登の海岸沿いの家屋の外壁として多用されています。

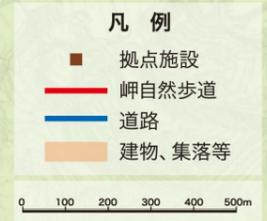


黒瓦（能登瓦）は、瓦の表面と裏面の両面に釉薬が施されており、防水性、耐塩害性において高い性能を有しています。また、高温焼成により長年にわたって光沢感が失われないという特徴も持っています。

## 3 まとまりのある集落群



## 4 のどかな田園



**岬自然歩道**  
岬自然歩道では、断崖、岩礁や砂浜の海岸、やぶ椿のトンネルや自然林、更にはのどかな田園など、変化にとんだ風景を見ることが出来ます。

**間垣**  
間垣とは、家や集落の周囲に竹を並べて作った防風垣根です。冬の日本海の強風から集落を守り、夏の西日を遮る役割があります。

**はざ干し**  
はざ干しとは、収穫した稲の束をはざ木という棚に掛けて天日干しする伝統的な稲の乾燥方法です。はざ干しによって自然乾燥された米は、風味が増し美味しいと言われています。

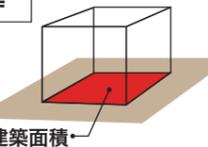
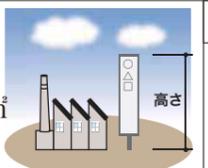
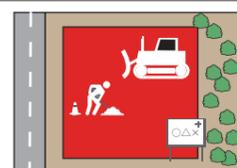
**緑剛埼灯台**  
明治時代にイギリス人の設計で造られた能登半島の最先端にある灯台です。灯台のある高台からは、海から昇る朝日と海に沈む夕陽の双方を見ることができます。

至飯田→

# 美しい里海景観を守る取り組み

地区内で一定規模を超える行為を行おうとする場合は事前に届出が必要です。

## 届出が必要な行為

<b>建築物の建築等</b> 建築面積10㎡を超える建築物 	<b>工作物の建設等</b> 高さ5m 又は 築造面積の合計50㎡を超える工作物 	<b>開発行為</b> 300㎡を超える開発行為 
---	--	--

建物を建てる際だけでなく、こんな場合も届出が必要です。

外壁を塗り替える際

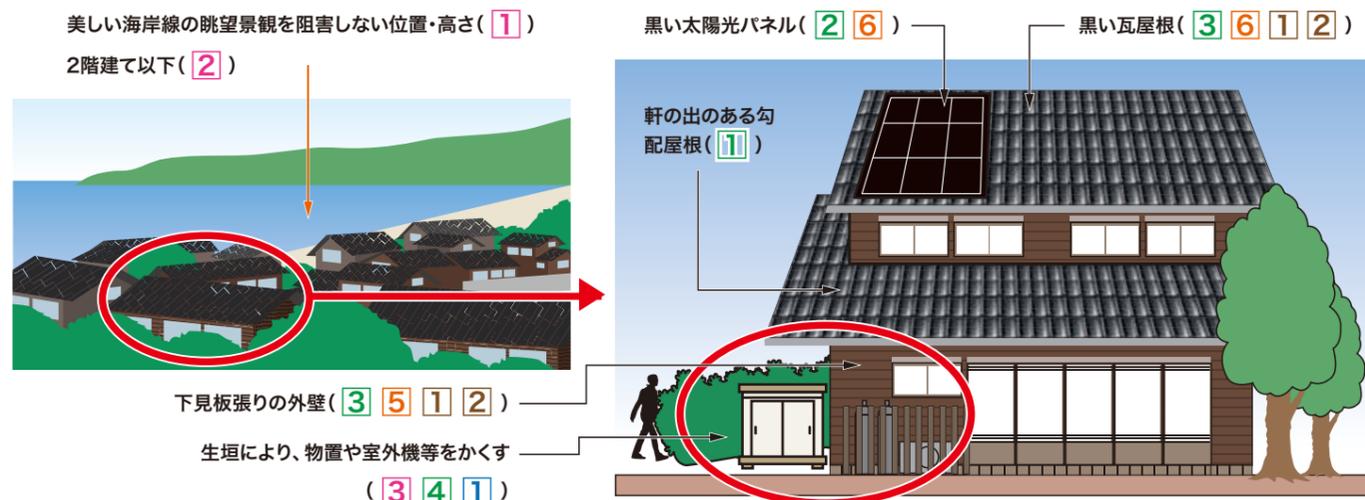
屋根や外壁を修繕する際

屋根に太陽光パネルを設置する際 など

## 建築物の建築等に係る景観形成基準

建築面積10㎡を超える建築物の建築等を行う際は以下の事項を守って下さい。

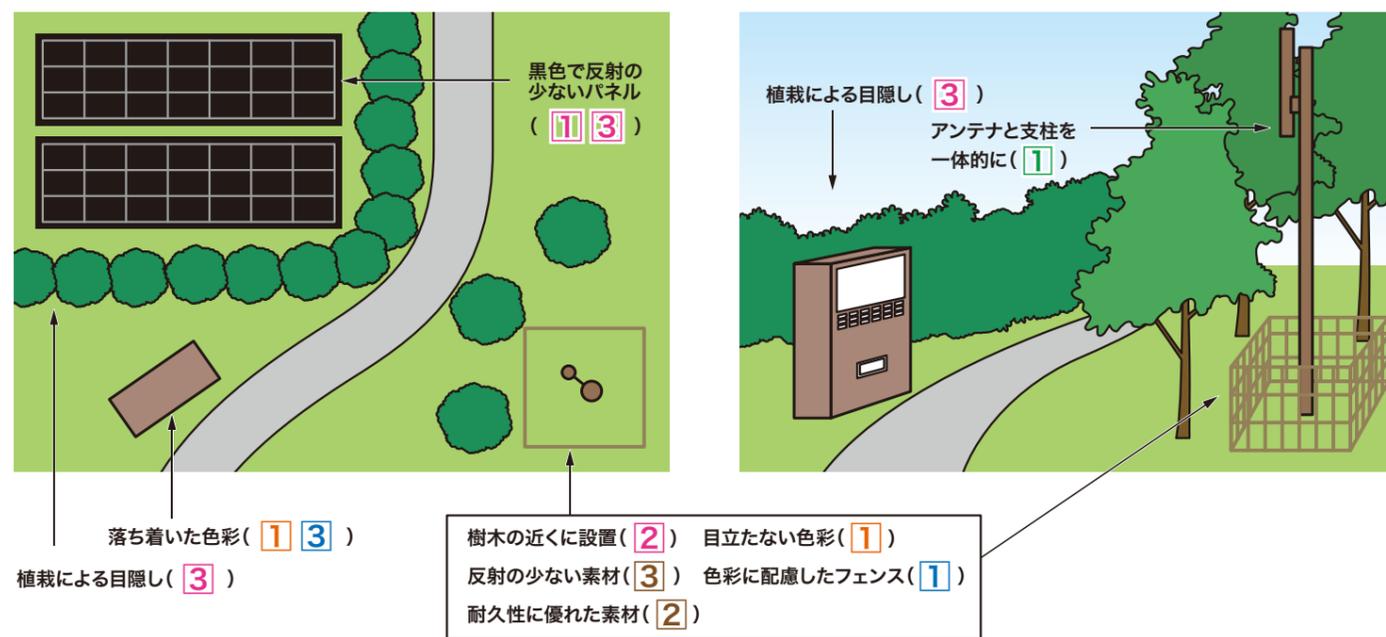
位置・規模	<ol style="list-style-type: none"> <li>原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置、高さとする。</li> <li>原則として2階建て以下とする。</li> <li>既製品のカーポート、物置、コンテナその他簡易な構造の建築物は、岬自然歩道や幹線道路から目立たない位置に建築するよう努め、やむを得ず見える位置に建築する場合は形態・意匠に配慮する。</li> </ol>
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>原則として適度な軒の出のある勾配屋根とする。</li> <li>太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。</li> <li>屋根は瓦、壁面は下見板張とするよう配慮する。</li> <li>エアコンの室外機等室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう努める。</li> </ol>
色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>外壁の色は、原則として周辺と調和する茶色系、灰色系、ベージュ系とする(木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く)。</li> <li>屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。</li> </ol>
材料	<ol style="list-style-type: none"> <li>瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する。</li> <li>耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料を使用するよう配慮する。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合は、周辺の自然環境に配慮した板塀・生(間)垣を設置するよう努め、やむを得ずブロック塀等を設置する場合は、必要最小限にとどめるなど周辺景観に配慮する。</li> <li>既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するよう努める。</li> </ol>



## 工作物の建設等に係る景観形成基準

高さ5m 又は築造面積の合計50㎡を超える工作物の建設等を行う際は、以下の事項を守って下さい。

位置・規模	<ol style="list-style-type: none"> <li>原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置とする。</li> <li>高さは原則として周辺の樹木の高さ以内とし、やむを得ず樹高を超える高さとなる場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう努める。</li> <li>太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。</li> </ol>
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>出来る限りシンプルなデザインとするよう努める。</li> </ol>
色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>低彩度色とすることにより、周辺の建築物や自然の色彩との調和に努める。</li> </ol>
材料	<ol style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に努める。(建築物は「材料を使用するよう配慮する」)</li> <li>反射の少ない素材(部材)の使用に努める。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>敷地境界に塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合は、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。</li> <li>既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するよう努める。</li> <li>広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう努める。</li> </ol>



## 開発行為に係る景観形成基準

300㎡を超える開発行為を行う際は以下の事項を守って下さい。

盛土・切土	<ol style="list-style-type: none"> <li>海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。</li> </ol>
のり面	<ol style="list-style-type: none"> <li>大規模なりの面が生じないよう配慮する。</li> <li>擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ol>
樹木等	<ol style="list-style-type: none"> <li>敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ol>

